

堺市立殿馬場中学校いじめ防止対策基本方針

いじめは、本校すべての生徒に関係する問題であり、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、生徒一人ひとりの健全な成長をめざす必要がある。子どもの権利擁護の視点に基づき、本校の教育目標である「自らの課題に取り組む主体性の確立」を志向し、未然防止、早期発見、早期対応等のいじめ問題についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本校はここに本基本方針を定める。

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応をする。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という考えの学校をつくる。
- (2) いじめられた生徒の立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

全ての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送るとともに、授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組む。学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒が周囲の友達や教職員と良好な信頼関係を築けるよう啓発活動に努める。
- (2) 生徒がいじめ問題を自分に関連する課題と捉え、自ら考え行動できる集団づくりに努める。
- (3) 道徳・人権教育などをとおして、豊かな心を育成するとともに、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (4) 学校生活等での悩みの解消を図るため、スクールカウンセラーや関係機関を活用する。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、連携に努める。
- (7) ストレスを感じた場合には、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど適切に対処できる力を育てる。
- (8) 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施(学校生活アンケート・教育相談の実施、いじめチェックリストの活用等)
- (2) 教職員と生徒等との良好な人間関係の構築と相談機能の充実(学校生活アンケート、教育相談実施後の面談、スクールカウンセラー等の専門家の活用、教育委員会の相談窓口等いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や周知など)
- (3) SOS を発信できる力の育成(生徒が自分自身や友達の危機に気付き、問題を一人で背負わず、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する力を育むための取り組みや授業の実施)
- (4) 保護者との情報の共有(家庭連絡・家庭訪問、オープンスクール、PTA 会議等)
- (5) 日常的な地域との連携(地域行事への参加、関係機関との情報共有、小中交流等)

4, 早期解決に向けて

いじめを発見または発覚したときには、速やかに組織的に対応し、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。また、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。
- (2) 教職員が一人で問題を抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 状況に応じて心理や福祉の専門家、警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5, 「いじめ対策委員会及び対策会議」の設置

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、当該学年主任、学年生指、当該担任、養護教諭を構成員とし、いじめ対策委員会を設置し、対策会議を行う。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

(1) いじめに対する措置

- ① いじめを発見・通報を受けた教職員はいじめ対策会議で直ちに情報を共有する。
- ② 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ事実の有無の確認を行う。
- ③ いじめの問題等に関する記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に対応する体制をとる。
- ④ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官等の外部専門家と共同し対応に当たる。
- ⑤ 本委員会は、次の2点が達成されるまで指導を継続していく。
 - ・ いじめに関わる行為がなくなり、そのことが3か月間以上継続していること。
 - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ⑥ いじめに関する研修会等を実施し、教職員並びに家庭、地域への啓発を行う。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」は、以下のようにとらえる。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 年間30日以上いじめにより欠席した場合

※年間30日以上欠席でなくても、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大な事態としてとらえ、報告・調査等を実施する。その際、関係機関と連携しながら取り組む。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、速やかに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、学校いじめ対策委員会が、迅速かつ丁寧な調査を行う。

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

6, ネット上のトラブルへの対応

携帯電話等によるSNSに関連したいじめなどは、大人の目に触れにくく、早期の発見が困難である。また、その特質から被害が広範囲かつ長期に及ぶ可能性が高い。よって本校では、「授業づくり」「集団づくり」「生徒の主体的な活動」等の取組とともに、ネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。また、保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

7, 教職員がゆとりをもって生徒と向き合う時間の確保

ノークラブデー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善等を進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって生徒と向き合う時間を確保し、一人ひとりの生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

一方、保護者には、教職員の平均超過勤務時間、定時退勤日、ノークラブデーの設定、勤務時間終了後の電話対応について周知し、理解と協力を求める。